

令和7年度 入札・契約制度の改正について

令和7年4月1日

1 地方自治法施行令改正に伴う少額随意契約の基準額及び入札（見積）方法の基準額の見直しについて

地方自治法施行令改正に伴い、関係規程等を改正し、少額随意契約の基準額を令和7年4月1日から次のとおり改正します。

契約の種類	改正前	改正後
1 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
2 財産の買入れ	80 万円	150 万円
3 物件の借入れ	40 万円	80 万円
4 財産の売払い	30 万円	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円	30 万円
6 前各号に掲げる以外のもの	50 万円	100 万円

また、これに伴い、入札（見積）方法の基準額を令和7年4月1日から改正します。なお、建設工事及び建設コンサルタント業務の入札方法改正内容は、原則、以下のとおりです。

入札方法		予定価格	改正前	改正後
事後審査型一般競争入札		建設工事	130 万円超	200 万円超
		コンサル	50 万円超	100 万円超
随意契約	見積競争	建設工事	130 万円以下	200 万円以下
		コンサル	50 万円以下	100 万円以下
	特命随意契約	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号に該当する場合		

※上記改正に伴い、前払金の対象金額も予定価格で 130 万円超から 200 万円超に改正します。

2 改正建設業法等の施行に伴う関係規定の改正（追加）について

改正建設業法等の施行に伴い、関係規程等を改正し、令和7年4月1日から適用しますので、適切な事務処理をお願いします。

【改正概要】

- (1) 金額要件の見直し
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知
- (3) 監理技術者等の兼務に係る手続き（専任特例 1 号）
- (4) 監理技術者の兼務に係る手続き（専任特例 2 号）
- (5) 営業所技術者等の兼務に係る手続き

※ 改正概要の詳細については、別添 1（詳細版）のとおり

3 令和7・8年度宇和島市建設業者格付けについて

公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保などを促進するとともに、市内建設業の健全な発展を促進するため、令和7・8年度宇和島市建設業者格付基準について、次のとおり改正します。

(1)「技術者数」の配点基準の見直し

新たに監理技術者補佐の評価を1人当たり3点で設定し、それに伴い1級技術者1人当たりの評価を4点に引上げて評価します。

(2)「労働福祉」の加点要件の見直し

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の趣旨から、就業規則について育児休業制度に加え「介護休業制度」も定めている場合に評価します。

(3)「第三者賠償責任補償保険加入」の評価対象基準日を変更

申請日時点において補償切れとなる事例をなくすため、評価対象基準日を「入札参加資格申請日」に変更します。

(4)「CPDS・CPD取得単位数」の加点要素を削除

建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の加点要素と重複加点を解消するため、市内業者の主観点数加点要素から削除します。

4 入札・契約等関係様式の押印見直しについて

入札・契約等関係手続について、受発注者の業務効率化を目的とした押印の見直しに伴い、次のとおり令和7年4月1日から対象の書類等について押印を廃止（省略）します。

※押印見直し対象書類の詳細については、別添2（一覧表）のとおり